

移住支援金 交付までの手続き

R6.4 作成

① (様式第 1 号) 交付申請書 注意 (申請期間 4 月 1 日から翌年 2 月 10 日まで)

・ 転入後 1 年以内に提出

【添付書類】

- ア) 本人確認書類 (運転免許証、写真付きのマイナンバーカード等)
 - イ) 連帯保証人の自署押印必要 ・ 別紙 1 ・ 別紙 2 ・ 別紙 3 を添付
 - ウ) 連帯保証人の印鑑登録証明書 (交付申請書保証人欄の印鑑と同一)
 - エ) 連帯保証人の所得証明書 (独立して生計を営み、保証に足る資力を有している方)
 - オ) 移住元の住民票除票若しくは戸籍の附表の写し (世帯の場合全員分)
 - カ) 佐世保市の転入後の住民票 (世帯の場合全員分)
 - キ) 申請者の佐世保市税の滞納がない証明
 - ク) 大学等への通学期間も対象期間に含む場合は、入学・卒業年月日が記載されている書類 (卒業 (修了) 証明書等)
 - ケ) 企業等からの就業証明書 (様式第 5-1)、テレワークの場合は様式第 5-2)
 - コ) 創業の場合は創業支援金の交付決定通知書の写し及び個人事業の開業届の写し又は法人設立届出書の写し
 - サ) 23 区に通勤していた場合は、雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及び東京 23 区で通勤していた法人等が労働基準法第 22 条第 1 項の規定により交付した在勤地及び在勤期間の分かる証明書
 - シ) 法人経営者の場合 登記簿謄本ほか移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間の分かる書類
 - ス) 個人事業主の場合 確定申告書の写しほか移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間の分かる書類
- ※関係人口要件に該当する方は QR コードからメルマガ登録をして下さい。



- 交付決定通知書 (様式第 2 号) ← 審査後、佐世保市が交付

② (様式第 3 号) 交付請求書 ・ 交付決定通知書受理後

- 助成金支払

③ 状況報告 ・ ・ 一般就業の場合は交付申請日から 1 年を経過する日の翌日から起算して 30 日以内